

昭和二十七年四月二十一日(月曜日)午後一時五十一分開会

委員長 平沼彌太郎君  
理事

大矢半次郎君  
伊藤保平君  
木内四郎君

岡崎 眞一君  
黑田 英雄君  
西川 甚五郎君  
溝淵 春次君  
小宮山 常吉君  
小林 政夫君  
森 八三一君  
野溝 勝君  
下條 恭兵君  
波多野 鼎君  
菊田 七平君  
油井 賢太郎君  
木村 禎八郎君

|      |      |    |     |
|------|------|----|-----|
| 國務大臣 | 大藏大臣 | 池田 | 勇人君 |
|      | 國務大臣 | 岡崎 | 勝男君 |
| 政府委員 |      |    |     |

|                |        |
|----------------|--------|
| 日本專売公<br>社監理官  | 久米 武文君 |
| 大藏主計局長         | 石原 周夫君 |
| 大藏省主税局長        | 平田敏一郎君 |
| 大藏省主税<br>局副課長  | 泉 美之松君 |
| 大藏省主税<br>局稅關部長 | 北島 武雄君 |
| 事務局側           |        |

大藏省管財  
局総務課長  
小林 英二君

○日本国とアメリカ合衆国との間の全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に關する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○日本国とアメリカ合衆国との間の完全保障條約第三條に基く行政協定の安施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の完全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の完全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴うたばこ專売法等の臨時特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う固有の財産の管理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○特別調査金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) 第四十三回の大蔵委員会を開催いたします。

時特例に關する法律案、同たばこ專賣法等の臨時特例に關する法律案、同國有財産の管理に關する法律案、特別調達資金設置令の一部を改正する法律案、右六案について質疑を行います。

○小林聡夫君 前に主計局長に質問をしたのですが、最後の特別調達資金認定令の一部を改正する法律案についてであります。この特別調達資金を設けたいからといって、進駐軍が、

て、ああいつた七十五億という回転資金を設けなければならんことになったのであります。防衛分損金の五百五十八億をジョイント科目に入れて、主計局長の説明では、できるだけ防衛分

損金のジョイント科目による日本円の支拂いについては、将来円で全部拂うようにしたいという希望を持つておるということでもあります。従つて進駐軍労務についても円拂いが行われるよう

になるであろうという見通しを持つた説明があつた。そこでそうなつて来ると七十五億というような回転資金を償還しておく必要がないのではないか、当面この一部を改正して、今までの占領軍を駐留軍に変えるというこの改正は、

必要であると思いますが、将来そういつた七十五億という回転資金をいつまでも置いておく必要がないようにジヨ

○國務大臣(池田勇人君) 駐留軍関係の費用の支拂いは円でいたすように考へております。これは日本銀行のほうへ預け入れいたしましたので、円で拂うようにいたします。それからお話を進駐

軍労務者のためにはかりじやありませんが、主として労務者のための七十五億円のいわゆる回転資金についてであります。この問題についてどうするかということは研究をいたしておるのであります。今お話のように二十数万の労

務者が今度切替わる場合に退職金の問題が起つております。この退職金などのくらい要るかと申しますと、実は六十億前後或いは六十数億円じやなかつたかと思ひます。それを今直ぐ円拂い

をするがいか悪いかという問題、ここで労働者のほうは今直ちに出拂いをしてほしい。それから我々のほうとしては、金融的に今直ぐ出拂いをして退職金を出すことがいか悪いかという問

題のみならず、これからずっと続いて行くときには、退職金の計算をどうするか、上つて来た分で実際退職のときに拂うのが至当じやないか、そのほうが退職者のほうにも多く出せるのじやないかという考え方で、今退職金を拂う

のは考えものだと言つておりますが、次の問題の一旦切つてしまつて、もう今後の分は今後の分で別計算にすると

かというので今話をしておると聞き及んでおります。従いましてお話の点が、拂うべきではないかという御質問か、或いは七十五億円の分が要らなくなつて来るのじやないかという問題と思ひ

まするが、要らなくなつて来るかといふ問題につきましては、今申上げたように、日本政府で負担すべき退職金が六十億餘り要る、こう聞いておるのでございまして、ネット在庫の余裕が出ることにはならないと思ひます。

○小林政夫君　そうすると将来は円拂いになれば、今取りあえず七十五億というものはそういつた退職手当に引当てなきゃならんから、結局予算は余らないうことですが、将来の

進駐軍労務或いは物資等の調達について、間接調達の際にこういつた回転資金を設ける必要があるのかどうか。この前の主計局長の説明では、間接調達のためには或る程度こういつた回転資

金というが、日本側の運輸資金というものが必要だというふうな意味の答弁があつたわけです。併しこれについては、ジョイント・アカウントのほうの運用を、それが要らないような、回転資金を日本側において設定することが

必要でないような方法をアメリカ側に  
講じさせる余地があるのじやないか。  
五百五十八億という防衛分担金を負担

をして、更に又ここに回転資金が何が必要か、進駐軍勤務については一応これで御破算になるとしても、将来そういつたものが要するといふような事態は余り望ましくないのじやないかと思ふのですが、将来そういう物資或いは勤務等について間接調達の際に、同じような回転資金を設ける必要が生ずる見通しなので、そういうものはこしらへなくてもいいということなのですか。

○政府委員(石原周夫君) 便宜私からお答えを申し上げますが、将来行政協定の第十二條第二項にござりまするような日本経済に不利な影響を與えませうために、日本側の適當なる機關を通じてまして調達をいたす、只今お尋ねの間に接調達をいたすということは、十二

條に一應予想せられておるわけであり  
ます。その場合におきましてその資金  
上の操作はどうなるかということに  
相成るかと思うのであります。が、方  
法といたしましては、実はその前段に  
お尋ねの勞務關係、即ち現在の調達資  
金が果しております機能の分につき  
ましても、アメリカ側の分担に属しま  
する部分について、例えば日本側の官  
吏に對しまして委任支出をいたすとい  
うこと、日本の役所の内部でございま  
すればしばしば委任支出という例がご  
ざいまして、或る官庁の金を他の官庁  
が委任を受けて支出することがありま  
す。それが國際的にできますれば、何  
らかの資金というようなことを用いま  
せんでできるわけであります。そうい  
うような方法につきましてアメリカ側  
の當局者との間に若干議論をいたして  
おるのであります。現在までのところ  
におきましては、外國の官吏に委任支

出をするということはどうもむづかしいのではなからうかということでございます。その基礎になります法規の関係もいろいろ調べらつておるわけでございます。問題にはなり得るものであります。こういうような方法がどうもむづかしいのではなからうかというふうに考えておるわけがあります。そういたしますと、間接調達ということで一応日本政府が調達をいたしまする際に、何らか資金上の

備えが要ることになりますので、そこに勿論別の予算がありますればいいわけですが、予算がない場合におきまして、こういうようなものを利用するということにつきましては、可能性の問題が残るのではないかと、いうふうに考えております。

○小林政夫君　まあちよつとこれ以上は意見になるかも知れませんが、そういうふうな主計局長からも説明を聞いたのであります。そこで折角まあアメリカにおいてもジョイント・アカウンツを設けるについては特別立法を要するわけであつて、この際にそういう日本の官吏に対して委任支出事務を或る程度取扱はせることができる、純然たるこれはアメリカの、敢じつめたところがある、先だつては日本から五百五十八億アメリカに渡して、アメリカの歳入というふうに見なくちやしようがないということですけれども、實際的にはアメリカが半分、日本が半分であつて、アメリカの全部歳入としてそれを支出するというふうな扱いにされるには、実体的な性質が違ふ勘定だから、そういうたアメリカと日本と出し合つた金について日本官吏に、而も日本で使われる金に日本の官吏に出

納事務を一部については委任するということは特例として、若しそういつた立法の先例がないとか何とかいうことであれば、こういうことについても我々で先例はないのだから、十分アメリカ側と折衝をしないで、余分な金を繰せぬように、特に財政の苦しいときに繰入資金についても余分な金を繰せないという意味において、積極的な折衝が望ましいと思います。で、まあ特に大臣に聞いたわけですが。

○國務大臣(池田勇人君) 十分検討いたしたいと思ひます。

○木村國八郎君 国有財産の使用の問題ですが、あれは将来あの中で有料で賃貸使用になる部分が出て来るわけじゃないですか。この法律案の規定で、それは、安保條約の一條に基いて、そうし

てまゝ國有財産を無償で使用を許すといふのですけれども、範圍が非常に広いように私は受け取れるのですが、それは一応そうして置いて、それで例えば今賠償指定になつてゐる設備や何かあると思うのですが、そういうものは將來どうなんですか、一応無料で使用を許して置いて……

それからもう一つ、民間の私有財産を接收する場合に、駐留軍に貸す場合には、一応政府がこれを賃貸して貸すことになる、その負担は日本国政府になるわけですが、そういうものはどうなるのですか、分担金から差つ引くのか、どうなのか。

○説明員（小林英二君）　只今お尋ねの第一点でございますが、行政協定に基きまして、向うもいろいろこの施設をどうするかということについて目下作業中でございますが、この駐留軍の用に供するということでアメリカ側に提

供するというのにきまつたものにつきましては無償ということになるわけですが、それが、駐留軍の目的ではない、これが、それに関連するようないこと、この行政協定やこの取極の範囲外というものについては有償のものがあるわけでございます。それから第二点の民有財産につきまして、これを政府が止むを得ざる場合において接收するという場合におきましてのいろいろな使用料の問題とか或いは又それを買収する

費用ということについては、防衛支出金の九十二億から出すということになつております。

○木村晴八郎君　大蔵大臣にお伺いしたいのですが、前に大蔵大臣にこういう質問をしたときに、それは例えれば今の九十何億ですか、賃貸に関する

支拂ですね。六百五十億の中の九十何億ですが、あれが足りなくなつたときに、大蔵大臣は安全保障諸費のほうから拂えるようなことを前に言われたのです。併しそれはそういうことは主計局長はできないだろう、こういうことを言つておるのです。それを前に大蔵大臣は、それは例えれば土地を接収するような場合、若しか足りなかつたときにはどうするということに、大蔵大臣は、これは安全保障諸費のほうから拂えるから差支えないのだということを答弁されたことがある。

○国務大臣(池田勇人君) 私 は九十二億円が足りなくなつた場合において安全保障諸費から今のような接収家屋の分を出せるということを言つたことではないと思います。ただ予算総則におきましては、一応安全保障諸費は警急予備隊なり防衛支出金のほうに出し得ることに予算総則はなつております。こ

う答えたのであります。而して九十二億円の分で足りるか足りないかという問題につきましては、これは説明を加えておると思いますが、相当の家賃等の値上りがありますけれども十分拂える見込でおりますということはお答えいたしました記憶があるのであります。

○波多野鼎君 岡崎さんが来られませんか、大蔵大臣に代つて答弁してもらいたいと思います。今の木村さんの御質問に関連しておることなので、農

地の測量をほう／＼で非常に広範圍にやつております。特に現在ある飛行場の周囲、接収されるかどうかということとはよくわからないけれども、或る場合には飛行場附屬のところ、飛行機の工場を作らせる、そこで修理をやらせる、その工場の敷地として今の占領軍

が接収を始めるのだという噂が飛んでおりまして、例えば愛知県の小牧飛行場の附近においては戦々兢兢としておる。事実測量をやつておるものですか……、こういうことはこの條約に基づく調達の方式が決定したあとでこれはやるべきじゃないかと思うのに、現にこういうことは非常に急速に進められつつあるということは非常に遺憾だと思つておりますが、まあそれはそれとして、この農家に対する、土地を收用される農家に対する賠償、補償と申しますか、これは相当多額のものが要るということは今木村さんの話にもあつたと思うのでありますが、家賃などでは九十二億、家賃に当てる分としては九十二億は多いかも知れませんが、今測量されておるような土地の賠償費としては足りないのじゃないかという気がするのですが、そういう点は一体政府のほうではどういふふうに考

えておるのですか、今まさにこの條約が有効しようとする現在、急速にそういう接収の手続をとらなければならないことには……

○國務大臣(池田勇人君) この農地の接収につきましては、そういうことが考えられるので、農民に對する補償はできるだけのことをいたすように、この前案は閣議で可決したと思ひます。併しそれによつても農地不足の場合に、そういうことをどこにもとらざるやられるというのは困るので、私は日本政府と十分話し合ひで進んで行つておると思ひます。この飛行場のそばの工場のみならず、これは向うの軍の演習、或いは警察予備隊の演習地等につきましても問題があるのでございしますが、こういうものを極力少額に、とどめるように、こういう方針で進んで行つて欲しいといふことは申出ておるのであります。具体的にどこをどの程度接収するかといふ問題は聞いておりませ

○波多野君 而ももう一つ聞いておきたいのですが、まあできるだけ接収させないよう政府のほうでも努力するといふ話だからまあ安心しておきま

○政府委員(石原周夫君) 條約発効前におきます農地の接収なり補償はあ

第六部 大蔵委員会、議録第四十四号 昭和二十七年四月二十一日 【参議院】

す。それから現に彈丸が……、どんな演習をいたしまして、彈丸が落ちるといふことにつきましては、これは到底耕作するといふのが不可能でござい

ますので、これは買収をいたしまして、結着をつけておきますものもござい

○波多野君 その離作料が非常に低

○波多野君 波多野委員

○政府委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

○波多野委員(石原周夫君) 波多野委員

ては、波多野委員のおつしやいますのは客観的な認定に属しますので、右か左かということをお申上げにくいのでありますが、俺はもういやだからやめるということだけで直ちに補償ができるかどうかということにつきましては、実際の場合にすべて補償するのだということは申上げにくい、併し具体的な事情が、おつしやるように非常に不都合であるという場合には、これは当然考えなければならぬことだと思ひます。

○波多野鼎君　大蔵大臣の、今農民に對する補償の法律案ですね、これは一つ是非早く出して頂いて、農民の不安を一掃するようにしてもらいたいと思います。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言  
もないようであります、質疑は終了  
したものと認めて差支えございません  
か。

【異議なし」と呼ぶ者あり】  
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれよりこの六法案一括して討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願いたいと思います。

○木村謹八郎君　それで差支えないのですけれども、本会議の件はどうなつたのですか。明日ということにきまつたのですか。

○委員長(平沼彌太郎君)ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め  
て下さい。

○木内四郎君 私は只今議題になつて  
おりまする六法案に對して、民主クラ  
ブを代表いたしまして賛成の意を表し

ॐ

大体この六法案の規定いたしており  
まする内容は、独立国家としては決し  
て好ましいことではないのであります  
が、併し内外の情勢の下におきまし  
て、安保條約によつて外国軍隊の駐  
留を認めなければならぬという今日  
の場合におきましては、この程度の  
こととありまして、甚だ遺憾ながら  
それを認めるものであります。併し  
ながら問題の根本はそこにあります  
のではなく、成るべく速

かにみずからの力によつてみずからを守り得る態勢にして、外国の軍隊の駐留の一日も速かに終止して、かくのごとき法律を長く続けて行くことの必要のないようにいたすことを期待したい。

ますると共に、こういう法案を実施するに當つて恐らくいろいろな点において改正を必要とするような事態が生じて来るだろうと思つてあります。こ

ういう点については政府委員のほうにおきまして、おきましてでもすでに或る程度予想しておるようなこともあるようなことさへも言っておるような状態でありますので、この実施の状況を見まして、都合な点はできるだけ速かにこれを改

めるといふ前提の下にこれらの諸法案  
に對して賛成の意を表するものであり  
ます。

○木村種八郎君 私は行政協定に基い

てここに提案されましたこの六つの法案に対して反対するものであります。

言うまでもなく、この法律案は安保條約第三條に基く行政協定に伴つて提案された法律案であります。安保條約第三條に基く行政協定に伴つて出て来た法律案は非常にたくさんあります。その中の一環であります。例え

ば刑事特別法、民事特別法、電信電話料金の特別法、郵便法の特別法、電波法の特別法、地方税等の臨時特別法、土地等の使用等に関する特別措置法、こういうものと並んで所得税法等の特別法、関税法等の臨時特別法、たばこ専売法等の臨時特別法に関する法律案、国税犯則取締法等の臨時特別法に関する法律案、国有の財産の管理に関する法律案、こういう非常に広汎な国民の権利義務に重大な影響を及ぼすところの特例が出て参つたわけであります。今

問題になつておる法律案は、こういう駐留軍に対して治外法權的な特權を與える規定でありますが、その特にこの治外法權的な特權のうち、経済的な側面に関する特權を規定した諸法律案だ

と思うのです。大体ここに提案された諸法律案を具体的にいろいろ検討して参りますと、今後の日本経済に対して、又日本国民の生活に対して影響す

るところが非常に重大であることが具體的にこれによつて初めてわかつたわけです。このような極めて重大な影響をもたらす内容がわからないで、こういうものがわからないでそうして行政協定を調印してしまい、而もその行政

協定については、国会の審議の対象としなかつたのであります。今更我々この具体的な内容を検討してみまして、初めて具体的にこの安保條約或いは行

政協定というものが、日本の経済にどういう影響を及ぼすかということがわ

かつたわけですが。而もこの影響たるや極めて重大でありまして、このよう  
な、このような経済的治外法権を與えることによつて、日本の経済は本當に  
獨立したと言えるかどうか、経済面以外においてもいろいろの特權を、いわ

ゆる治外法權的な特權を與えるのであります。が、經濟的側面からだけ見て、も、これで日本經濟が、日本が獨立したと言へるかどうか、こんなに広汎な特權を與えて獨立すると言へるかどうか、私はそういう觀點から見まして特にこの三つの点を指摘してこの法案に反對せざるを得ないのであります。

その第一は、これらの諸法律案が一応國際慣例にならつて制定した、こういう政府側の答弁でありますが、併しその國際慣例を眺めてみまして、こん

なに今提出されておるような法律案のように不利な條件で基地協定というものは結ばれておらない。いわゆる北大西洋條約に關連する協定にしまして、米英協定にしまして、米比協定

におきましても、国際慣例と言へば、それらの協定を参考にするよりほかになくわけでありますが、そういうものを見まして、ここに出されております

法律案は極めて不利に制定されており  
ます。特にこの審議の過程で明らかに  
なつたことは、行政協定第十二條によ  
つて日本国内の物資或いは勞務を駐留  
軍が調達する場合、その調達方式が直  
接調達になつたという点であります。

この点は今後の日本の経済にとつて非常に重要な影響を持つ。北大西洋條約に基くあの現地協定ですか、あの九條のたしか三項だと思いましたが、そこ

においては駐留されている国の官憲の手を通じて物資、労務を調達するとい

うことになっている。日本の場合、行政協定十二條によつては一応日本の經濟に不利な影響をもたらず場合は日本政府の機関を通じて調達し得る途も開かれてはゐるにかかわらず、その途がとられないで、直接調達に特に物資につ

いてはなつてゐるという点は、今後日本経済に及ぼす影響が極めて重大であり、而もアメリカの業者が請負いするような場合に中間に入るわけでありますから、そうした場合、直接調達方式は特に日本の中小企業者に対する影響は甚大であるということが財界においても指摘されております。こういうような調達方式によつて日本国において財政金融政策或いは経済政策を立てる場合、その自主性というものは著しくこれで制約される。このような不利な

條件の下におかれております。  
更に免税規定におきましてもそうであります。免税規定においてもやはり北大西洋條約においては、駐留されている国の物資を調達する場合の免税規定

は日本の場合のようにこんな不利では  
ありません。一応駐留されている国の  
物資を調達する場合には免税されない  
ことになっております。

それから關稅の規定につきまして、これは委員會において質疑をいたしましたのでありますが、一番重要な点、即ち輸入された物資が果して免稅規定に該当しているか否かというものを判定する場合です。その場合に日本側に

おいてそれが不利な取扱を受けないうな規定になつておらないのです。すでに米英協定においてそういう弊害が生じて、それを是正する、濫用を防止

ず、この日本の場合においてはそうい

うものが明確に規定されておらない。更に又国有財産を無償に使用せしめる法律案についても非常に不利であります。その他はまあ国税犯則取締規定の特例、たばこ専売法等の特例等につきましても著しく日本の経済的な利益の

らしむるような法案は、経済の自立性を無視するものである。こういう第二点の観点、以上の点から大まかに私は反対するものであります。

更に附加えて申上げておくのでございますが、日本の経済事情は、私が申上げるまでもないのでございますが、非常に政府は樂觀的な発表をされていくようですが、現実にはさようなものではないのであります。特に今回の條約によりまして、真に日本が獨立國家となり、日本の経済に明るい展望がもたらされるといふ事態が、私は発見されなと思います。この條約が締結され、行政協定ができることによりまし



て、終戦、占領下にあつた当時は、大まかに見て大体一千億内外の占領軍に対する終戦処理費、然るに條約ができ、行政協定が結ばれるという途端に、日本の予算が防衛分担金を初めといひまして二千二百億近くにまでなつた。更に九月の臨時国会を見るならば、恐らくこれは補正予算が出ますならば、更に再準備の費用は非常に多くなり、占領下におかれましては、一千億、講和條約ができる途端に三千億、私はこの一点から見ても、日本の国民経済と言ひましようか、国民生活の展望というものは明るくならんというところが決定的だと思ひます。かような意味におきまして、行政協定を中心とする、機軸とするその放射線的なこの六法案は、私は今の基本的性格から言ひましても、反対をせざるを得ないのであります。

以上私の反対の理由でございます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御發言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、同国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案、同税法等の臨時特例に関する法律案、同たばこ専売法等の臨時特例に関する法律案、同国有の財産の管理に関する法律案、特別調達資金設置令の一部を改正する法律案、この六法案を一括して原案通り可決することに賛成のかたの御

手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四條により、本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することにかゝり御承認願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それでは本院規則第七十二條により、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

溝淵 春次 西川 甚五郎  
小林 政夫 黒田 英雄  
大矢 半次郎 菊田 七平  
岡崎 眞一 木内 四郎  
森 八三三 伊藤 保平  
小宮山 常吉 油井 賢太郎  
○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれを以て閉じます。  
午後二時五十九分散会

四月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

一、関税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十一日)  
一、特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月三日)  
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案(予備

審査のための付託は四月十一日)

四月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

一、信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願(第一六五五号)

(第一六六四号)

一、理容美容業に対する所得税適正化の請願(第一六七一号)

一、信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願(第一六七二号)

第一六五五号 昭和二十七年四月十日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 広島県比婆郡東城町東城信用組合長 古河長水 外一名

紹介議員 山田 節男君

中小企業金融打開を使命とする推進機関としての信用組合は、その数を逐次増加し発展の傾向にあるが、信用金庫法施行に当り府県監督移行と同時に組合員以外の預金の受入れを禁ぜられることとなるため、業務執行上非常な障害となり、弱体化せられる虞れが生じ、信用組合の危機を招来しているから、すみやかにこの障害を除去して信用組合育成強化の措置を講ぜられたとの請願。

第一六六四号 昭和二十七年四月十日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 島根県美濃郡益田町大字上吉田益田信用組合長 秋吉貴司外二名

紹介議員 小瀧 彬君

この請願の趣旨は、第一六五五号と同じである。

第一六七一号 昭和二十七年四月十日受理

理容美容業に対する所得税適正化の請願

請願者 山梨県甲府市御納戸町五、二五九山梨県理容師会内 上田国平

紹介議員 小宮山常吉君

理容、美容業に対する所得税の適正化については、既に参議院において採択されたにもかかわらず、いまだ実現されないのははなはだ遺憾であつて、企業性に乏しい本業の所得内容は、生産または商取引における利潤の性質を有びぬ純然とした勤労による対価であつて、一般商工業者と同率に課税されることははなはだしき不合理であるから、理容、美容業者に対する課税基準を勤労所得税の対象とするか、またはこれが不可能の場合は勤労所得者に準じた取扱とする特別の法的措置を講ぜられたとの請願。

第一六七二号 昭和二十七年四月十日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 新潟市一番堀通町五、九二三ノ一新潟県商工信用協同組合理事 長 阿部隆治外三名

紹介議員 田村 文吉君

この請願の趣旨は、第一六五五号と同じである。